

「駆け付け警護」 公式英訳なし

政府は閣議決定した答弁書(25日付)で、安保法制「戦争法」に基づく自衛隊の新任務「駆け付け警護」について、公式な英訳がなく、過去の政府文書で「so-called "kakettsuke-keigo"」(いわゆる「駆け付け警護」と)と、日本語でローマ字表記をしていたことを明らかにしました。民進党の逢坂誠二衆院議員の質問主意書に答えたものです。答弁書が言及した文書は、「駆け付け警護」の法整備方針を決めた2014年7月の「閣議決定」時の英訳です。(中相寅一)

国内限定の概念

戦闘の危険ごまかす

この表記・説明には重大なごまかしが含まれています。例えば、安倍晋三首相の私的諮問機関で、集団的自衛権行使を可能とする憲法解釈の変更を提言した「安全保障の法的基盤の再構築に関する懇談会」の報告書(英語版)のなかでは、「駆け付け警護」について「離れたところにいる同じ作戦に参加する部隊や要員が攻撃を受けているときに救援に行く」との趣旨を、英語で説明し、実行すべきだと説いています。「公式の英訳」が存在せず、「kakettsuke-keigo」としか言えないなどというのは事実と異なります。政府がこんなごまかしをするのは、南スーダン派遣部隊に戦争法にもとづき「駆け付け警護」の任務を付与するに際し、「外国軍隊は防護の対象としない」などと説明していることと矛盾するからです。政府は「運用」面で、「外国軍隊は防護しない」とか、「外国軍隊が対処できない場合に限り自衛隊が出る」など



南スーダン派遣施設部隊(第11次要員)と家族=19日、青森市・青森駐屯地

の「限定」ぶりを強調しますが、英語での説明ではそのような限定は存在していません。そもそも法律上も閣議決定のうえでも、そのような「限定」はありません。そういう限定がないことを国民には知らせたくないために、「英訳が存在しない」などと日本語(ローマ字)表記でごまかし、説明を内外で使い分けているのです。こうしたごまかしですませるならば、逆に、諸外国から「いったい日本の自衛隊はどこまでやるのか」という疑問が出される恐れもあります。逢坂氏

は質問主意書で「日本国内だけで通用する曖昧な概念を用いて任務を与えらることは、国連や諸外国から誤解を招きかねない」と批判しました。

戦争法におけるPKO(国連平和維持活動)法改定では、混乱状態の中での「住民の保護」「特定の区域の保安のため」として、自衛隊が「監視、駐留、巡回、検問及び警護」を行う「安全確保活動」も盛り込みました。

「安全確保活動」での「警護」等には、自衛隊と離れたところにいる部隊や要員の保護のための「警護」、すなわち「駆け付け警護」は当然含まれることとなります。この活動を行うためには戦闘部隊を中心に部隊が構成されます。「警護」は、広くゲリラ攻撃などから防護対象を警護することであり、軍隊は防護しないなどという限定はありません。